



島根県報

平成18年 3月28日 (火)

第 1,763 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則 (河 川 課) 2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 3

土地改良区の役員の退任 (農村整備課) 3

県営土地改良事業計画の変更 (") 3

解除予定保安林(2件) (森林整備課) 4

定置漁業の免許 (水産課) 4

指定漁船調書の縦覧 (") 5

建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正 (土木総務課) 5

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部

改正 (") 6

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (") 6

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程の一部改正 (") 6

解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正 (") 6

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正 (") 7

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 7

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正 (建築住宅課) 8

公 告

平成18年度島根県保育士試験の実施 (青少年家庭課) 8

建設業法の規定に基づく営業の停止 (土木総務課) 9

建設業法の規定に基づく建設業の許可の取り消し (") 10

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11

選管規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 11

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程 12

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更 13

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができ

る一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる

政見放送の回数の一部改正 13

人委規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 13

漁調委指示

定置漁業の保護区域の設定 14

公安規則

島根県警察公文書管理規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	14
島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	(")	15
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(")	16

雑 報

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(警 察 本 部)	17
島根県個人情報保護条例第49条の規定による法人	(")	17

正 誤

平成16年11月12日付け島根県報第1,624号中	(選挙管理委員会)	17
---------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則(規則第20号)

1 規則の概要

- (1) 地方機関の再編に伴う規定の整理(第14条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第20号

海岸保全区域の占用等に関する規則の一部を改正する規則

海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「重要物件」を「重量物件」に改める。

第14条中「、農林振興センター」を削り、「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第326号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
森島建設株式会社	通所介護	デイサービスセンター まごのて	飯石郡飯南町下赤名116番地1	平成18年 3月27日
社会福祉法人 J Aいずも福祉会	通所介護	社会福祉法人J Aいずも福祉会みどりの郷大社	出雲市大社町北荒木483	平成18年 3月27日
社会福祉法人 J Aいずも福祉会	訪問介護	社会福祉法人J Aいずも福祉会みどりの郷大社	出雲市大社町北荒木483	平成18年 3月27日

島根県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 やつかの郷	居宅介護支援事業所 やつかの郷	松江市八束町二子1025 - 9	平成18年 3月16日
有限会社 えるだー	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298番地	平成18年 3月20日
社会福祉法人 J Aいずも福祉会	社会福祉法人J Aいずも福祉会みどりの郷大社	出雲市大社町北荒木483	平成18年 3月27日

島根県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

平田斐伊川以北土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 守弘 出雲市園町1359番地

島根県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、飯石南（頼原）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
飯石南(頓原)地区区画整理事業(県営中山間地域総合整備事業)変更計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
飯南町役場

島根県告示第330号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字明年峠1518-3、1520-1
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第331号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 解除予定保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町中村鮎返813-23から813-25まで、中村掛橋814-8、814-15、814-39、814-41、中村桑畑880-5、中村斧作879-43から879-46まで、中村桑畑880-2(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第332号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、定置漁業を平成18年3月28日付けで次のとおり免許した。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名(名称)

公示番号 免許番号	住 所	氏 名 (名 称)
定第17号	出雲市十六島町143番地	有限会社 十六島大敷

2 免許の内容及び存続期間

平成17年10月25日付け島根県告示第1,121号のとおり

島根県告示第333号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

大田市仁摩町宅野41 - 3 吉原 幸則

” ” 宅野66 浅原芳二郎

” ” 仁万1536 - 4 山根 和男

(2) 加入区

仁摩町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第334号

建設業許可申請書等閲覧規程（昭和47年島根県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表以外の部分中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条の表中「隠岐支庁土木建築局」を「隠岐支庁県土整備局」に、「松江土木建築事務所」を「松江県土整備事務所」に、「木次土木建築事務所」を「雲南県土整備事務所」に、「出雲土木建築事務所」を「出雲県土整備事務所」に、「川本土木建築事務所」を「県央県土整備事務所」に、「浜田土木建築事務所」を「浜田県土整備事務所」に、「益田土木建築事務所」を「益田県土整備事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第335号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第7条第1項第9号中「支庁長又は総務事務所長」を「県民センター所長」に改める。

様式第6号から様式第8号までを削る。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第336号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第6条第1項第8号中「支庁長又は総務事務所長」を「県民センター所長」に改め、同条第5項中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改める。

様式第5号その1中「土木建築事務所、支庁、農林振興センター」を「県土整備事務所、支庁」に、「各土木建築事務所又は隠岐支庁土木建築局」を「県土整備事務所又は支庁名」に改める。

様式第5号その2中「土木建築事務所、支庁、農林振興センター」を「県土整備事務所、支庁」に、「各土木建築事務所又は隠岐支庁土木建築局」を「県土整備事務所又は支庁名」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第337号

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成13年島根県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第1項中「各土木建築事務所及び隠岐支庁土木建築局」を「各県土整備事務所及び隠岐支庁県土整備局」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第338号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条の表以外の部分中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条の表中「隠岐支庁」を「隠岐支庁県土整備局」に、「松江土木建築事務所」を「松江県土整備事務所」に、「木次土木建築事務所」を「雲南県土整備事務所」に、「出雲土木建築事務所」を「出雲県土整備事務所」に、「川本土木建築事務所」を「県央県土整備事務所」に、「浜田土木建築事務所」を「浜田県土整備事務所」に、「益田土木建築事務所」を「益田県土整備事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第339号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領（平成15年島根県告示第331号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条第 2 項中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 吉浦地蔵町
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から15号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と15号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
大田市	温泉津町	吉浦		8 番 2	1 号
				8 番 4	2 号及び 3 号
				6 番 1	4 号
				486番 1	5 号
				5 番 2	6 号及び 7 号
				278番 1	8 号
				488番 2	9 号
				484番 2	10号
				411番 2	11号及び12号
				408番 3	13号
				397番 8	14号
397番 7	15号				

- 1 区域の名称 太井
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から11号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と11号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐郡	西ノ島町	美田	太井	3493番 1 地先道路敷	1 号

			3504番 2	2号及び3号
			3504番 6	4号
			3503番 3	5号
			3503番 5	6号
			3507番 1	7号及び8号
			3512番 2	9号
			3503番 9	10号
			3493番 1	11号

島根県告示第341号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の項中	「	0.96	を	「	0.89	に改め、同表益田市の項中「0.94」を「0.97」に改める。
		0.95			0.88	
		0.91			0.87	
		0.94			0.87	

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、平成18年度島根県保育士試験を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成18年3月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日程

(1) 筆記試験

平成18年8月2日（水）及び8月3日（木）

午前9時30分から午後4時まで

(2) 実技試験

平成18年10月15日（日）

午前9時30分から午後4時まで

2 試験場所

(1) 筆記試験

松江会場 松江市西津田6-5-44

松江市総合文化センター（プラバホール）

浜田会場 浜田市黒川町4175

石央文化ホール

(2) 実技試験

松江市西津田 6 - 5 - 44

松江市総合文化センター (プラバホール)

3 受験手続

(1) 受験申請書の配布期間

平成18年 4 月10日 (月) から 5 月12日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 受験申請書の配布場所

松江市殿町 1 島根県庁受付

松江市殿町111 センチュリービル 4 階 島根県健康福祉部青少年家庭課

各市町村児童福祉担当課

(3) 受験申請受付期間

平成18年 5 月 8 日 (月) から 5 月19日 (金) まで

5 月19日までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 提出先及び問合せ先

〒171 - 0033 東京都豊島区高田 3 - 19 - 10

社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120 - 4194 - 82

(5) 提出方法

受験申請は、郵送 (簡易書留) に限る。

(6) 受験手数料

12,700円

4 合格通知等

合格者に、平成18年11月17日 (金) までに保育士試験合格通知書を通知する。

なお、筆記試験については、平成18年 9 月19日 (火) までに受験者全員に筆記試験結果通知書を通知する。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分をした年月日

平成18年 3 月16日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

大榮興産有限会社

(2) 主たる営業所の所在地

雲南市大東町下佐世1003 - 7

(3) 代表者の氏名

大嶋 洋二

(4) 許可番号

島根県知事許可(般-13)第2189号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築一式、大工工事及び屋根工事に関する営業

(2) 期間

平成18年3月24日から平成18年4月7日まで

4 処分の原因となった事実

大榮興産(有)は、「山陰丸和林業 加茂工場木材処理施設建設工事」において、同社と直接的かつ恒常的な雇用関係にない技術者を当該工事の主任技術者として設置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年3月28日

島根県知事 澄田信義

1 処分をした年月日

平成18年3月16日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社 岡建設工業

(2) 主たる営業所の所在地

簸川郡斐川町大字神氷2734

(3) 代表者の氏名

岡 由美子

(4) 許可番号

島根県知事許可(般-14)第6280号

3 処分の内容

許可を取り消した建設業の種類

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業

4 処分の原因となった事実

同社の元代表取締役が業務上過失致死罪により松江地方裁判所出雲支部から禁錮1年4ヶ月、執行猶予4年の判決を受け平成17年3月10日にその刑が確定したことにより、建設業法第8条第10号に規定する許可の欠格要件に該当したため。

5 教示

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して異議申し立てをすることができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき異議申し立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に島根県知事を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分または決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。))。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 3 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町字寺床151番 1

面積 2,083.34平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字揖屋町86番地 2

越野 治男

選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第 1 号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総務事務所」を「県民センター」に改める。

第13条第 3 項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
島根県選挙管理委員会事務局東部支局	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
島根県選挙管理委員会事務局西部支局	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡
島根県選挙管理委員会事務局隠岐支局	隠岐の島町	隠岐郡

第13条に次の 1 項を加える。

- 4 次の表の支局の欄に掲げる支局に事務所を置き、その名称、位置及び管轄区域は、それぞれ同表の名称の欄、位置の欄及び管轄区域の欄のとおりとする。

支 局	名 称	位 置	所 管 区 域
島根県選挙管理委員会事務局 東部支局	島根県選挙管理委員会事務局 東部支局雲南事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
	島根県選挙管理委員会事務局 東部支局出雲事務所	出雲市	出雲市、簸川郡
島根県選挙管理委員会事務局 西部支局	島根県選挙管理委員会事務局 西部支局県央事務所	大田市	大田市、邑智郡
	島根県選挙管理委員会事務局 西部支局益田事務所	益田市	益田市、鹿足郡

第14条中「支局」を「支局及び事務所」に改める。

第15条第2項中「次の職」の次に「にある者」を加え、同項第2号中「市町村課市町村合併支援室長」を「市町村課権限委譲推進室長」に、「市町村課課長代理」を「市町村課行政グループリーダー」に、「主査」を「調整監」に改め、同条第3項中「支局長」の次に「、支局次長及び事務所長」を加える。

第15条第4項を次のように改める。

4 支局長、支局次長及び事務所長はそれぞれ支庁及び県民センターの次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 支局長 支庁長及び県民センター所長
- (2) 支局次長 隠岐支庁県民局長、東部県民センター総務管理部長及び西部県民センター総務企画部長（東部県民センター及び西部県民センターに総合調整監を置く場合にあっては、隠岐支庁県民局長、東部県民センター総合調整監、東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総合調整監及び西部県民センター総務企画部長）
- (3) 事務所長 東部県民センター雲南事務所長、東部県民センター出雲事務所長、西部県民センター県央事務所長及び西部県民センター益田事務所長

第16条第4項中「並びに」を「及び」に、「その主管事務」を「職員を指揮して支局に関する事務」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 支局次長は支局長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。
- 6 事務所長は支局長の命を受け、その主管事務を処理する。

第17条第4項中「上席の書記」を「支局次長」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 支局次長が不在のときは、上席の書記がその事務を代決する。
- 6 事務所長が不在のときは、上席の書記がその事務を代決する。

第21条中「および」を「及び」に改め、同項の表中「委員長之印」を「委員長の印」に、

事務局 支局長 の印	選挙管理委員会事務局 支局長之印	25ミリメートル平方	各支局用	を
------------------	---------------------	------------	------	---

事務局 支局長 の印	島根県選挙管理委員会事務局 支局長之印	25ミリメートル平方	各支局用	に改める。
事務局 支局事務所長 の印	島根県選挙管理委員会事務局 支局事務所長之印	25ミリメートル平方	各支局事務所用	

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程の一部を改正する規程

衆議院小選挙区選出議員選挙における届出等に関する規程（平成12年島根県選挙管理委員会規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

「浜田支局」を「西部支局（県央事務所及び益田事務所を除く）」に改める。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成18年 3 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホームはくろく苑	松江市法吉町624番地 1	施設の名称	特別養護老人ホームすまいる苑
旭町立養護老人ホーム長寿苑	那賀郡旭町大字今市1039番地	施設の名称	養護老人ホーム長寿苑
		施設の所在地の表記	浜田市旭町今市1039番地

島根県選挙管理委員会告示第13号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成16年島根県選挙管理委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

表中の「山陰中央テレビジョン放送株式会社」を「日本海テレビジョン放送株式会社」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 2 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第7条第1項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 本庁における武力攻撃事態、災害発生等に係る緊急業務に対処するための当直勤務

別表中「県立高等学校」を「少年自然の家
県立高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成18年3月28日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成15年島根海区漁業調整委員会指示第2号1に掲げるもののうち、定第17号に係る指示は廃止する。

平成18年3月28日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

定第17号 出雲市十六島町水尻地先

2 保護区域及び漁法

区域（メートル）	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）500	網
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）200	
沖合 200	
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）200	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）150	
沖合 150	

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察公文書管理規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第3号

島根県警察公文書管理規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則（島根県警察公文書管理規則の一部改正）

第1条 島根県警察公文書管理規則（平成13年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公開請求、開示請求等があったもの 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第11条第1項若しくは第2項又は島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第17条第1項若しくは第2項、第27条第1項若

しくは第 2 項若しくは第32条第 1 項若しくは第 2 項の決定の日の翌日から起算して 1 年間

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第 2 条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則 (平成14年島根県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表島根県情報公開条例の部の次に次のように加える。

島根県個人情報保護 条例 (平成14年島根 県条例第 7 号)	第12条第 1 項	開示請求書の受付
	第12条第 3 項 (第25条第 3 項及び第30条第 2 項において準用する場合を含む。)	開示請求書 (訂正等請求書・利用停止請求書) の補正要求
	第18条第 2 項 (第28条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。)	開示決定等 (訂正等の決定・利用停止決定等) の期間の延長
	第18条第 3 項 (第28条第 2 項及び第33条第 2 項において準用する場合を含む。)	開示決定等 (訂正等の決定・利用停止決定等) の期間の特例延長
	第19条	事案の移送
	第20条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等
	第21条	個人情報の開示の実施
	第25条第 1 項	訂正等請求書の受付
	第27条	訂正等に関する通知
	第30条第 1 項	利用停止請求書の受付
	第32条	利用停止に関する通知
	第34条第 2 項	審査会に諮問した旨の通知
	第35条第 2 項	裁決又は決定をした旨等の第三者への通知
	第38条及び第40条	審査会への意見書又は資料等の提出
	第39条第 1 項	審査会での意見の陳述
第42条第 1 項	審査会への提出資料の閲覧要求	

附 則

この規則は、平成18年 4月 1 日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月28日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第 4 号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則 (昭和36年島根県公安委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

本則第 1 項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	46	71	135	67	104	423	206	629
警 察 署	25	74	263	345	320	1,027	117	1,144
計	71	145	398	412	424	1,450	323	1,773

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第5号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地域指導室に関すること。

第17条の見出し及び同条第1項中「通信指令室」を「地域指導室及び通信指令室」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地域指導室においては、地域警察官の指導教養に関する事務をつかさどる。

第18条中「3課」を「4課」に改め、「捜査第二課」を「捜査第二課
組織犯罪対策課」に改める。

第19条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第20条第4号を削る。

第24条を削り、第23条の見出し及び同条第1項中「捜査研修所及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（組織犯罪対策課）

第21条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。
- (4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第28条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第32条の2第2項中「第5号にまで」を「第4号までに」に改める。

第34条に次の1号を加える。

(4) 国際テロ対策室に関すること。

第36条の次に次の1条を加える。

（国際テロ対策室）

第36条の2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。

2 国際テロ対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係るテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に関する警備情報の収集、整理等に関すること。
- (2) 外国人に係るテロリズムに関する警備犯罪の捜査に関すること。

第40条第2項中「監査官は、警視正若しくは」を「監査官は、警視正又は」に改める。

第51条を削り、第50条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。

（地域指導室長）

第50条 地域指導室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、地域指導室の事務をつかさどる。

第52条を削り、第53条を第52条とし、第54条を第53条とし、第55条を削り、第56条を第54条とし、第57条から第59条までを 2 条ずつ繰り上げ、第59条の 2 を第58条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(国際テロ対策室長)

第59条 国際テロ対策室に、室長を置く。

2 室長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 室長は、国際テロ対策室の事務をつかさどる。

第59条の 3 を第59条の 2 とする。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

雑 報

島根県警察本部告示第18号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱 (平成13年島根県警察本部告示第88号) の一部を次のように改正する。

平成18年 3月28日

島根県警察本部長 警視長 塩 川 実喜夫

第 2 条中「 (以下「情報公開」という。)の」を「 (以下「情報公開」という。)並びに島根県個人情報保護条例 (平成14年島根県条例第 7号) の規定に基づく個人情報の開示等に関する」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「情報公開」の次に「及び個人情報保護」を加え、同項第 3 号中「公開することを決定した」を削り、同項第 8 号中「公開の可否の決定等」を「公開等の決定及び個人情報の開示等の決定」に改め、同条第 2 項第 1 号中「情報公開」の次に「及び個人情報保護」を加え、同項第 3 号中「公開することを決定した」を削り、同項第 6 号中「公開の可否の決定等」を「公開等の決定及び個人情報の開示等の決定」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

島根県警察本部告示第19号

島根県個人情報保護条例 (平成14年島根県条例第 7号) 第49条の規定による法人を次のように定め、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 3月28日

島根県警察本部長 警視長 塩 川 実喜夫

財団法人島根県暴力追放県民センター

正 誤

平成16年11月12日付け島根県報第1,624号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
8	島根県選挙管理委員会告示第52号中	益田市立養護老人ホーム 春日荘	益田市立老人ホーム 春日荘